

御殿場市文化芸術賞賜金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、御殿場市における文化芸術の振興を図るため、御殿場市を拠点として文化芸術部門の活動を行い、優秀な成績を収めた高校生及びその団体に対し、予算の範囲内において賞賜金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術部門 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化及び国民娯楽の部門をいう。
- (2) 交付対象大会 国又は地方公共団体が主催し、又は後援を行う、文化芸術部門の全国規模の大会及び御殿場市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認めた大会をいう。

(交付対象者)

第3条 賞賜金の交付を受けることができるもの（以下「交付対象者」という。）は、交付対象大会に御殿場市を含む地域を範囲とした予選若しくは選考を経て、出場、出展等をしたもの又は交付対象大会に出場、出展等をして優秀な成績を収めたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、市外の高等学校又は高等専門学校の3年次までに在籍する生徒又は学生
- (2) 市内の高等学校に在籍する生徒
- (3) 市内の高等学校において、部活動として登録されている課外活動を行う生徒の団体
- (4) 前3号の規定に準ずるもので、教育委員会が適当と認めた者又は団体

2 前項の規定にかかわらず、交付対象大会への上場、出展等について、市から他の補助金等の交付を受けるものは、交付対象者としなない。

(交付金額)

第4条 賞賜金の交付金額は、個人にあつては1万円とし、団体にあつては所属する人数に応じて次のとおりとする。

所属する人数	交付金額
1人から9人まで	1人につき1万円
10人以上	10万円

(交付の申請等)

第5条 賞賜金の交付を申請しようとするもの(以下「申請者」という。)は、御殿場市文化芸術賞賜金交付申請書(別記様式)に教育委員会が必要と認める書類を添えて、交付対象大会の終了後3月以内に教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による交付申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、賞賜金を交付する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。